

平成 28 年

第 13 回 定例委員会

# 会 議 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 28 年 第 13 回 <u>定例</u> ・臨時委員会 会議録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 28 年 9 月 26 日 午前・ <u>後</u> 1 時 30 分		佐渡市役所 両津支所 3 階 第 2 会議室
閉会日時	平成 28 年 9 月 26 日 午前・ <u>後</u> 3 時 27 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員	
1 番委員 佐藤 辰夫		仲川 正道	
2 番委員 仲川 正道		児玉 勝巳	
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 欠 員			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治  書記(庶務係)土屋 康洋		社会教育課 課長 越前 範行	
傍 聴 人	有 <u>無</u>	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 44 号 佐渡市教育委員会職員の懲戒処分に係る専決処理について 議案第 45 号 佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について 議案第 46 号 佐渡市特別支援学校児童生徒就学援助補助金支給要綱の一部を改正する告示の制定について 議案第 47 号 教育財産の用途廃止に伴う引継ぎについて <協議事項> なし <報告事項> 1 学校の諸問題について 2 その他  <その他> 次回定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<p>本定例教育委員会は、午後 1 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、ただいまから平成 28 年第 13 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初めに、日程第 1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 21 条の規定により、仲川委員と児玉委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願いします。</li> <li>・ 日程第 2、議案第 44 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分に係る専決処分書について」を議題といたします。本議案は人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挙手</li> <li>・ 全員挙手であります。</li> <li>・ それでは、議案第 44 号を秘密会とすることといたします。</li> </ul> <p>(秘密会)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第 3、議案第 45 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について」を議題といたします。本議案も人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挙手</li> <li>・ 全員挙手であります。</li> <li>・ それでは、議案第 45 号についても秘密会とすることといたします。</li> </ul> <p>(秘密会)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここで暫時休憩したいと思います。</li> <li>・ (暫時休憩)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、会議を再開します。</li> <li>・ 次に、日程第 4、議案第 46 号「佐渡市特別支援学校児童生徒就学支援補助金支給要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、8 ページ、9 ページをご覧ください。特別支援学校児童生徒就学援助補助金支給要綱の改正でございますが、現要綱の対象については、特別支援学校に通う児童生徒等の就学に係る経費の負担軽減を図る目的での補助金制度でございます。現行の補助金は年額 2 万 5,000 円、一律補助しております。ちなみに、昨年 9 月 30 日のこの教育委員会会議の中で、前年度はそれまで小学部以上の子どもさんに対して支給してございましたが、現に幼稚園に通っている子どもさんがおるということで、昨年一旦幼稚部までこれを広げさせていただきました。今回の改正は、島外の学校へ通う子どもについては補助金の金額に差があってもよいのではないかとということで、市内在籍保護者の子どもが 2 万 5,000 円、市外、いわゆる船に乗って行かなければならない子どもたちへの保護者の補助金は 5 万円と倍にする内容でござ</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・児玉教育長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・児玉教育長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・児玉教育長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・吉田学校教</li> </ul>	<p>ざいます。10月1日付、この要綱の基準日が10月1日現在の子どもたちということで、今回やることになったんですけど、要綱を改正して、今現在の子どもたちに、該当3人おるそうなんですけども、その子どもたちに適用したいということでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上です。</li> <li>・ 質疑ございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。何かつけ足す……</li> <li>・ すみません。今私が気になったのは、表のところ……</li> <li>・ 新旧対照表の方でちょっと。</li> <li>・ 新旧対照表の、市内には幼稚園もある、特別支援学校はないですから、市内在籍児童生徒の保護者、これはいいと思うけども、市外を見ると盲、聾学校ですか、幼稚部というのがありますね。そうすると、正確には幼児児童生徒というような児童には幼児って含まれるの。これだと幼児該当するの。</li> <li>・ 前回の改正で幼稚部に通う児童と。前回それで告示してありますから。</li> <li>・ じゃ、児童の中に幼児も含まれているのですね。</li> <li>・ 児童に入っています。</li> <li>・ ほかの条項の中にあるのですか。</li> <li>・ 新旧対照表の方の記載が間違っていました。</li> <li>・ 「児童」が抜けています。アンダーラインのところの「市外在籍生徒」は「市外在籍児童生徒」になります。申し訳ございませんでした。</li> <li>・ それでは、新の方の第3条、「市外在籍児童生徒の保護者は年額5万」、このように訂正をお願いします。</li> <li>・ 参考ですが、今現在3人の方が該当しております。</li> <li>・ その3人というのは幼児なのですか。</li> <li>・ 幼児等の区分、ちょっとわかりません。新潟県立の聾学校と新潟県立はまなす特別支援学校、はまぐみ特別支援学校に通っています。</li> <li>・ 確認ですが、解釈の仕方です。市内在籍児童生徒の保護者はこれこれ、市外在籍の生徒の保護者はこれこれとあります。これは、保護者については佐渡に住民票があるというふうな解釈なんですね。市外に住民票がある親が佐渡市内の特別支援学校に子どもを入れていると、そういう場合には支給しないのですか。</li> <li>・ 支給しません。あくまでも佐渡市に住所を置いた保護者等から通う子どもさんです。</li> <li>・ ないしは預けるね。</li> <li>・ はい。</li> </ul>
---	--

<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教 育課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 児玉教育長</li>   <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 吉田学校教 育課長</li>   <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教 育課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 吉田学校教 育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ という解釈でいいんですね。</li> <li>・ はい。現に扶養している者で本市に住所を有する者となっております。</li> <li>・ それに関して。佐藤です。</li> <li>・ そうすると、聾学校に在籍している場合、よく近くに山下とか物見山とか、藤見界隈にアパートを借りて親子で住んでいる子どもが以前からいらっ しゃいましたが、そういう場合で住所は現住所ということですね。</li> <li>・ 週3日ですから、住所は佐渡に。</li> <li>・ 置いてある。</li> <li>・ うん。通学の利便性考えてここにアパート借りていると。仮の宿ですけど、だから住民票動かして、住所……</li> <li>・ ではないですね</li> <li>・ ではないです。</li> <li>・ 大丈夫ですね</li> <li>・ 大丈夫です。</li> <li>・ 第2条には入れていないですが、補助金の支給対象は補助金の支給を受けようとする年度の10月1日において公立の特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部に在籍している児童生徒を現に扶養している者で、本市に住所を有する者とする。住所、住民票を持っていかれるとやはり佐渡市の市民ではないこととなります。</li> <li>・ 出せないということですね。</li> <li>・ 市民とはいたしません。</li>   <li>・ ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第46号「佐渡市特別支援学校児童生徒就学支援補助金支給要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第5、議案第47号「教育財産の用途廃止に伴う引継ぎについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 11ページ、12ページお願いします。「教育財産の用途廃止に伴う引継ぎについて」ということでございます。この引継ぎという意味であります。まず今現在教育委員会の学校の建物、土地等については、教育財産ということで、財産にも2つの部分があります。行政財産というのは、目的をもった財産、それぞれ所管する行政財産です。こちら教育財産ですが、その他に公</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> </ul>	<p>共の用に供しないと、何も使わないとか、そういった用途のないところについては普通財産というふうにして、2つ使い分けをしております。今回引継ぎをするというのは、いったん行政財産の用途廃止をしまして、普通財産の方に引き継ぐというのが議案の引継ぎという意味でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き継ぐ財産の内容であります、12ページをご覧ください。これは、鷺崎の教職員住宅の一部、まず位置でございますけれども、両津の方から向かうと、このすぐ先に内海府小中連携校がございます。県の方で主要地方道佐渡一周線の拡幅工事をやっております、歩道が着くそうなんですけれども、道路拡幅に伴い、この部分を県の方に売却します。そのため、いったん行政財産から普通財産の方に引継ぎをして、引継ぎをされた財産を県の方に引き渡すという前段の手続になります。財産処分等については教育委員会の専決事項になっておりますので、議案に上げさせていただきました。県に売却する面積につきましては、61.32平米になります。なお、県からの収入については約38万円になります。</li> <li>・ 以上です。</li> <li>・ それでは、質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第47号「教育財産の用途廃止に伴う引継ぎについて」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第6、報告事項1、学校の諸問題についてですが、本事項は人事及び児童生徒の個人情報に関する内容を含みますので、佐渡市教育委員会規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> <li>・ 挙手</li> <li>・ 全員挙手であります。報告事項1を秘密会とします。</li> <li>・ (秘密会)</li> <li>・ 事務局から何かございますでしょうか。</li> <li>・ 特にありません。</li> <li>・ よろしいですか。資料等……</li> <li>・ それで、今回市議会の期間が延びまして、最終日が4日になります。教育委員の案件については、3日までに議員の懇談会の中でこの人を推薦したいということで説明をして、翌4日、本会議で決定されることになります。当初10月1日からで、予定しておりましたけれども、10月4日以降になります。それで、本人の方と今度日程の調整、本人の意向も確認したいもので</li> </ul>
--	---

<p>・越前社会教育課長</p> <p>・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・佐藤委員長</p>	<p>すから、10月の日程については3日程度余裕があるとありがたいと。お願いしたいと思います。</p> <p>・お手元に佐渡民謡の祝祭ということで、10月2日、佐渡奉行所において、島内芸能団体21団体ありますけど、そのうちの16団体の方々が出演していただくということで、実行委員会については皆さん全員が参加、協力していただけるということでありまして、それから羽茂高校生とか両津の羽二生出身の民謡歌手の小林よしえさんとか、あと新潟大学の伊野先生、教授も来て、民謡についての講義をいただくと。ワークショップ等も行うというものでございまして、これはそちらの上の方に書いてありますけれども、文化庁の文化芸術振興費補助金ということで補助金を、これだけじゃないんですけども、文化の民謡の継承ということで800万円強のお金をいただいております。これ100%補助ということで、その一環ということで、一応3年間申請していきたいという、その初年度ということで開催をしたいというものでありますので、皆さんぜひ、入場無料ということであります。今回佐渡奉行所ということで、限られた場所にさせてもらったのは、裏の方にお断りというところで書いてございますが、お奉行様の前で踊った御前踊りの再現ということで、そんな思いもはせてですね、ここの利活用ということも兼ねて今回ここで開催するということで、会場が狭いものですから、混雑するということでご容赦いただきたいというようなお願いも一言を書かせてもらっております。ぜひ皆さんご都合つきましたらこの日お越しいただければありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>・他よろしいでしょうか。</p> <p>・質疑なし。</p> <p>・特にないようですので、次、日程第7、次回定例会開催日についてですが、事務局の説明を求めます。</p> <p>・10月の最終週……その前、24、25、26、この3日間のいずれかどこかで決めたいと思いますが、新しい教育委員の都合も聞く関係で、この3日間ぐらい開けていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。</p> <p>・それでは、次回定例会は10月24、月曜日から26日、水曜日までという日程で、後日また日を決定して、ということになります。</p> <p>・以上で平成28年第13回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p>・定例教育委員会を終了した。</p> <p style="text-align: right;">午後3時27分終了</p>
--	--

